

北川(大津市北小松)表示登記嘱託等請求事件の判決期日について

1 判決期日

平成 27 年 7 月 9 日(木) 午後 1 : 10 大津地方裁判所

2 訴訟遂行方針

判決の結果必要ある場合は、控訴を提起するものとする。

3 訴訟の概要

ア 事件の表示等

大津地方裁判所 平成 26 年(行ウ)第 4 号 表示登記嘱託等請求事件

原告 個人

被告 国および滋賀県

提訴日 平成 26 年 2 月 14 日

イ 事件の概要

原告は、平成 16 年 2 月に大津市北小松にある土地を購入した。原告は、購入した土地に隣接する一級河川北川が公図上記載されていないことから、購入した土地の一部が一級河川北川であると考えており、一級河川が自己所有地にあることで、土地の使用等が制限されているとして、県に河川区域の範囲を明確にし、表示・分筆の登記をするよう求めた。これに対し、県はこのような義務はないとして応じなかった。このことを不服とした原告は、自己所有地の表示や分筆の登記の嘱託をすることと、精神的苦痛を受けたことによる慰謝料(54 万円および訴状送達の日から年 5 分の割合による額と、登記嘱託するまで 1 か月あたり 5 千円)を支払うことを求め、国および県を訴えた。

ウ 請求の趣旨

- ① 所有する土地の一部が河川区域内の土地となった旨の登記を、登記所に嘱託せよ。
- ② 所有する土地の分筆の登記を、登記所に嘱託せよ。
- ③ 金 540,000 円および訴状送達の日から年 5 分の割合による金員を支払え。
- ④ 登記の嘱託を完了するまで 1 月あたり 5,000 円の金員を支払え。
- ⑤ 訴訟費用は被告の負担とする。

エ 原告の主張

- ・公図上に水路がないことから、本件河川は自己所有地を流れている。
- ・河川管理者が、河川区域内の土地となった旨の登記を、登記所に嘱託せず、法律上の義務を履行していないことから、河川管理者に対して登記の嘱託を求める。
- ・河川管理者が法律上の義務を履行しないことから、自己所有地の使用、収益、処分の権利の制限を受け続ける状態であり、精神的苦痛等の損害が発生している。

オ 被告の主張

- ・自治会に保存されている古図（明治時代に作成されたもの）には原告所有地の北側には里道（赤線）や水路（青線）が記載されており、古図を基にした現在の公図の作成過程で、里道や水路が欠落したと考えられる。本件河川にあたる水路は、本件古図作成時である明治時代から存在し、公共の用に供されていたのであり、民有地を通過して存在していたということはない。
- ・本件河川は原告の所有地には存在しないから、原告には訴えの原告適格がなく、不適法であり却下されるべきである。
- ・原告適格についての立証責任は原告側にあるが、公図において本件河川が表示されていないことから直ちに、本件河川が原告の所有地上に存在するとはいえない。
- ・原告所有地上には本件河川は存在せず、河川区域も存在しないため表示登記、分筆登記をすることは不可能。
- ・原告の被告らに対する損害賠償は、いずれも理由がないので棄却されるべきである。

4 主な経過

- | | |
|-------------|------------------------------------|
| H16. 2. 5 | 原告が売買により所有権を取得 |
| H16. 4. 15 | 原告が天津土木事務所に所有地内に一級河川がある旨申入れ、対応を求める |
| H23. 9. 29 | 原告が天津土木事務所に補償もしくは河川の暗渠化を求める |
| H23. 10. 13 | 補償、河川の暗渠化について応じない旨を連絡 |
| H24. 6. 4 | 原告と代理人弁護士が連名で申入書を天津土木事務所に郵送 |
| H26. 2. 14 | 原告が国と滋賀県を被告として提訴 |
| H26. 4. 10 | 第1回口頭弁論 |
| H27. 4. 23 | 第7回口頭弁論（弁論終結） |
| H27. 7. 9 | 判決言い渡し |